

レッドリスト及び鳥獣保護法におけるゼニガタアザラシの取扱について

環境省野生生物課・鳥獣保護業務室

1 レッドリスト

環境省が策定したレッドリスト（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）とは、日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定し、リストにまとめたもの。

ゼニガタアザラシのこれまでの選定状況は以下のとおり。

- ・ 環境省レッドデータブック（1991）：危急種
 - ・ 環境省レッドリスト（1998）：絶滅危惧 I B 類
 - ・ 環境省レッドリスト（2007）：絶滅危惧 I B 類
- （参考）水産庁レッドデータブック（1998）：危急種

また、現在改定作業を行っており、平成 24 年度半ばに最新のレッドリストリンクを公表する予定。

2 鳥獣保護法

鳥獣保護法の規定は、他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であって環境省令で定めるものについては適用しないとされている（法第 80 条）。適用しない鳥獣は、ニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ、アゴヒゲアザラシ、ジュゴン 7 種以外の海生ほ乳類とされ、ゼニガタアザラシは鳥獣保護法の対象。

（1）捕獲許可

鳥獣保護法においては、基本的にレッドリストの絶滅危惧種（VU 以上のランクの種）を「希少鳥獣」として定め、捕獲許可を環境大臣権限としている。

ゼニガタアザラシは、希少鳥獣であり、捕獲許可は環境大臣権限となっている。

また、有害鳥獣捕獲を目的とする場合、環境大臣権限の種については、殺傷を伴う捕獲を原則として認めないこととしている。

学術研究目的で殺傷を伴う捕獲を行う場合は、それぞれの種について 2 頭以内とすることとなっているが、国又は都道府県が、当該種の保護管理手法を検討するために実施する調査研究であって、当該捕獲が種の存続に影響を及ぼさないことが核にされる場合を除外している。

さらに、特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という。）に基づく数の調整を目的とする場合は、特に数の制限を設けていない（基本的に特定計画内で捕獲数を定める）。

(2) 特定計画

特定計画は、地域的に著しく増加または減少している鳥獣種について、種の維持を図りつつ、農林水産業被害の軽減等を図るため、都道府県が定めることとされている。これまでに、全国でニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、カモシカ、カワウ 6 種について 121 計画（平成 23 年 10 月現在）が定められており、あざらし科の種については定められていない。

法律上定める必要のある項目は以下のとおり。詳細は基本指針抜粋を参照。

- － 特定鳥獣の種類
- － 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
- － 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- － 特定鳥獣の保護管理の目標
- － 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- － 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

＜参考資料＞

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十八号）及び規則等の抜粋

＜鳥獣の定義＞

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

第八十条 この法律の規定は、環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であって環境省令で定めるものについては、適用しない。

施行規則第七十八条

2 法第八十条第一項の環境省令で定める鳥獣のうち、他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣は、次の表に掲げる鳥獣以外の海棲哺乳類とする。

科名	種名
動物界 哺乳綱 (一)	ねこ目
あしか科	ニホンアシカ（ザロフス・カリフォルニアヌス・ヤポニクス）
あざらし科	ゼニガタアザラシ（フォカ・ヴィチュリナ） ゴマフアザラシ（フォカ・ラルガ） ワモンアザラシ（フォカ・ヒスピダ） クラカケアザラシ（ヒストリオフォカ・ファシアタ） アゴヒゲアザラシ（エリグナトウス・バルバトウス）
(二)	かいぎゅう目
じゅごん科	ジュゴン（ドゥゴング・ドゥゴン）

＜許可の権限＞

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 一 (略)
- 二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。
- 三 (略)

施行規則第四条 法第七条第六項第一号の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。

※注 希少鳥獣は、レッドリストの VU 以上を定めている。

別表第二 希少鳥獣（第四条関係）

科名	種名
※ ねこ目及びかいぎゅう目のみ抜粋	
(三) ねこ目	
ねこ科	ツシマヤマネコ（プリオナイルルス・ベンガレンシス・エウプティルラ） イリオモテヤマネコ（プリオナイルルス・ベンガレンシス・イリオモテシス）
いたち科	カワウソ（ルトラ・ルトラ）
あしか科	ニホンアシカ（ザロフス・カルフォルニアヌス・ヤポニクス）
あざらし科	ゼニガタアザラシ（フォカ・ヴィチュリナ）
(四) かいぎゅう目	
じゅごん科	ジュゴン（ドウゴング・ドウゴン）
備考 括弧内に記載する呼称は、学名である。	

<許可に関する審査基準>

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」

平成 24 年 3 月 30 日付け局長通知（環自野発第 120330005 号）

2. 有害鳥獣捕獲を目的とする場合

(1) 基本的考え方

国指定鳥獣保護区内での有害鳥獣捕獲については、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるよう慎重に取り扱うことが必要であり、著しい被害等が見られる場合には、科学的で明確な保護管理の目標に基づき計画的に行わせることとする。ただし、特定の鳥獣による被害の深刻化が見られる地域もあることから、国指定鳥獣保護区内のみならず周辺の被害状況についても十分情報収集し、保護区内に生息する特定の鳥獣が周辺地域に被害を与えている場合等については、状況に応じて必要性を適切に判断するものとする。

また、生息数が少ないなど保護上の要請が高い鳥獣の種又は地域個体群に係る捕獲許可は慎重に取り扱うこととし、地方環境事務所長権限に係る鳥獣の殺傷等を伴う捕

獲は原則として認めないこととする。このような鳥獣については、特に捕獲と紛らわしい形態を装った違法捕獲の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放鳥獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討する。

(略)

③ 方法

地方環境事務所長権限に係る鳥獣を対象とした捕獲については、原則として殺傷等を伴う方法ではないこと。

(略)

3. 有害鳥獣捕獲目的以外を目的とする場合

(1) 捕獲許可基準の設定方針

① 学術研究を目的とする場合

1) 学術研究

ア 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、地方環境事務所長権限に係る鳥獣を対象とした殺傷又は損傷（以下、「殺傷等」という。）を伴う方法による捕獲等の場合や捕獲後に殺傷等（採血や組織片採取など軽微なものを除く。）を行う場合には、それぞれの種について2羽（頭、個）以内とすること（国又は都道府県が、当該種の保護管理手法を検討するために実施する調査研究であつて、当該捕獲が、種の存続に影響を及ぼさないことが確認される場合を除く。）。

イ 方法

次の各号に掲げる事項に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- a 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。
- b 殺傷等を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。なお、種の保存法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種（以下、「国内希少種」という。）については、殺傷等を伴う捕獲方法ではないこと。

ウ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- a 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。なお、国内希少種については、原則として殺傷等を行わないこと。ただし、採血や組織片採取などの軽微なものについては、この限りでない。
- b 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- c 電波発信機、脚環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。
なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間の

うちに脱落するものであること。

また、個体識別して観察するために標識を装着する目的での捕獲が申請される場合があるが、標識の装着により、申請者の調査研究に資するばかりでなく、第三者が当該個体を観察し、標識に関する情報が提供されることがある。

このような個体の観察情報は、鳥類の移動経路、移動時期を明らかにする情報として有用であることから、日本鳥類標識協会が中心となって、カラーマーキングを装着して調査をする場合に必要な情報を登録し、標識を装着した個体の観察情報を集約する WEB ページを設けているところである (<http://www3.alpha-net.ne.jp/users/jbbajbba/color.htm>)。

については、観察用の標識を装着する内容を含む学術研究目的の捕獲許可に際して、許可証の送り状等に、日本鳥類標識協会と調整し、装着した標識の情報を登録するよう努めることを付記するものとする。

(略)

② 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

基本指針Ⅱの第四の4の(3)の①「特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。」の運用について、以下の要件のいずれにも該当する場合には、「必要かつ適切な期間」の内容は許可権者が判断でき、また鳥獣の保護に支障がないと考えられる場合にあっては、複数年にわたる捕獲等の許可申請に対し、複数年にわたる許可をすることも可能である。なお、この場合においても、基本指針Ⅱの第四の4の(3)の②及び③を遵守し対応することが適当である。

1) 申請の際、別添の様式による捕獲の年次計画書が提出されること。

なお、適切かつ効果的な個体数調整を行うため、年度ごとの捕獲数については、事前に申請者と十分な調整を図ること。

2) 捕獲の期間が、特定計画の期間の範囲内であること。

3) 捕獲数が、特定計画の目的を達成するために適切かつ合理的な範囲内であること。

4) 年度内に捕獲数を報告するように条件を付すこと。

さらに、報告の結果、特定鳥獣の生息状況等の変化により、次年度以降の捕獲数等の見直しが必要な場合には、許可者の指示に従い、年次計画を変更することも併せて条件として付すこと。

＜特定鳥獣保護管理計画＞

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の保護のための管理（以下「保護管理」という。）に関する計画（以下「特定鳥獣保護管理計画」という。）を定めることができる。

- 2 特定鳥獣保護管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 特定鳥獣の種類
 - 二 特定鳥獣保護管理計画の計画期間
 - 三 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
 - 四 特定鳥獣の保護管理の目標
 - 五 特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - 六 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 3 特定鳥獣保護管理計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣保護事業計画に適合したものでなければならない。
- 5 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、次に掲げるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。
 - 一 その特定鳥獣が特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣（以下「希少鳥獣」という。）であるとき。
 - 二 第二項第三号に掲げる区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるとき。
- 7 都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体と協議しなければならない。
- 8 第四条第四項及び第五項の規定は、特定鳥獣保護管理計画について準用する。

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 23 年 9 月）抜粋

第六 特定計画の作成に関する事項

鳥獣保護事業計画には、特定計画の作成に関する事項として以下の事項を盛り込むこととする。また、広域指針が作成されている地域個体群に係る特定計画については、当該広域指針との整合を図るものとする。

1 計画作成の目的

特定計画（以下第六において単に「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・

計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

2 対象鳥獣

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められるものとする。

なお、計画は、原則として地域個体群を単位として作成するものとする。

3 計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、上位計画である鳥獣保護事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護事業計画の有効期間内で設定するものとする。

計画が終期を迎えたときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

また、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

4 対象地域

計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

なお、計画の対象とする地域個体群が、都道府県の行政界を越えて分布する場合は、都道府県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、計画の作成及び実施に当たっては、整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。

5 保護管理の目標

保護管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

保護管理の目標としては、当該地域個体群の個体数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して設定するものとする。

また、生息環境管理、被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

なお、上記の目標の設定に当たっては、必要に応じて当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定するものとする。

目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果の保護管理事業への反映によるフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。また、設定された目標については、保護管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

6 保護管理事業

計画の目標を達成するための施策として、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護管理事業を、都道府県レベル又は市町村レベルで関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施するものとする。

なお、目標が地区ごとに設定されている場合は、各地区の個体群の生息状況及び生息環境、被害等の実態並びに地域の特性を踏まえて、それぞれの地区別に適切な事業内容を検討して実施するものとする。

また鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護管理事業に取り組むものとする。

(1) 個体数管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の調整（推進又は抑制）による個体数管理（個体群の個体数、生息密度、分布域、群構造等に関する管理）を行うものとする。

個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の考え方を計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、別途、年度ごとの捕獲等又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。併せて、これらの個体数管理を実行する場合に必要なきめ細かな狩猟制限や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体数管理に関する調査方法の統一化により、計画の実施状況に関し関係者で共有し、年度ごとの枠内で調整する等の事業の実施内容についての調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、個体数を減少させる個体数管理を行う場合にあっても、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲等又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

(2) 生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に

指定し、さらに保全の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮を求めるものとする。

(3) 被害防除対策

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部局や関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

7 計画の記載項目及び様式

計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追加して差し支えないものとする。

特定鳥獣保護管理計画の記載項目

- 1 計画策定の目的及び背景
- 2 保護管理すべき鳥獣の種類
- 3 計画の期間
- 4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域
- 5 特定鳥獣の保護管理の目標
 - (1) 現状
 - ① 生息環境
 - ② 生息動向及び捕獲等又は採取等の状況
 - ③ 被害等及び被害防除状況
 - ④ その他
 - (2) 保護管理の目標
 - (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方
- 6 特定鳥獣の数の調整に関する事項
- 7 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
 - (1) 生息環境の保護
 - (2) 生息環境の整備
- 8 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める。

8 計画の作成及び実行手続

適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保

護管理事業の設定を行うため、次の手順で計画を作成し実行するものとする。

(1) 検討会・連絡協議会の設置

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための委員会を、別途設置するものとする。

また、計画の実行に当たり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、都道府県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局、市町村等からなる連絡協議会を設置するものとする。なお、連絡協議会は、検討会と兼ねて設置しても差し支えないものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して実施するため、計画案については、法第7条第7項に基づき計画の対象とする地域個体群がまたがって分布する都道府県（教育委員会を含む。）と協議するとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に係る市町村（教育委員会を含む。）と協議するものとする。

(3) 利害関係人の意見の聴取

法第7条第5項に規定する利害関係人の意見聴取については、都道府県において計画の内容や地域の事情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意し、公聴会の開催その他の方法により行うものとする。また、対象地域での鳥獣による農林水産業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努めるものとする。

(4) 計画の決定及び公表・報告

計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるものとするとともに、環境大臣に報告するものとする。

(5) 実施計画の作成

計画の目標を効果的・効率的に達成するため、I 第三―2に基づき検討会・連絡協議会において検討・協議した上で実施計画を作成し、公表するよう努めるものとする。

実施計画が対象とする地域は、計画が作成されている地域のうち、都道府県、市町村、市町村内の地区（集落）等の行政界によって区分される地域、又は、対象鳥獣の生息状況に基づいて、地域個体群の分布域あるいは河川、道路等鳥獣の移動障害となる地理的要素によって区分された区域とする。

計画期間は、対象種の生息状況に応じて、計画と整合の図られた期間とする。

実施計画に基づく保護管理の実施主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等でも取り組めるものとする。

実施計画には、必要に応じて以下の事項を記載するものとする。

- 1 保護管理すべき鳥獣の種類
- 2 計画の期間
- 3 保護管理すべき区域

- 4 保護管理の目標
- 5 数の調整に関する事項
- 6 生息地の保護及び整備に関する事項
- 7 被害防除対策に関する事項
- 8 その他の保護管理のために必要な事項

(6) 実施計画に基づく保護管理の推進

実施計画に基づき、都道府県、市町村等は、計画の効果的な実施に関わる取組を推進するものとする。また、関係する行政機関の鳥獣担当部局、農林水産担当部局等は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体数管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図る等、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図り、総合的な取組の推進に向け、連携を図るものとする。

(7) モニタリング

特定鳥獣の地域個体群の生息動向（個体数、生息密度、分布域、性別構成、年齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等についてモニタリングし、計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。また、モニタリング結果の概要については、公表するものとする。

なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接都道府県等の連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

9 計画の見直し

計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果、既存の調査結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

なお、計画の評価結果については、その概要を公表するものとする。

10 計画の実行体制の整備

保護管理を適切に進めるため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて鳥獣保護センター等への専門家の配置、地域の大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護管理の科学的・計画的な実施に努める。また、行政機関においては、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。この際、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、効果的・効率的な実施を図るものとする。

保護管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。